

保医発第0331016号
平成15年3月31日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課長



在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせいたします。



保医発第 0331014 号
平成 15 年 3 月 31 日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

在宅医療に係る衛生材料等の取扱いについて

標記については、「診療報酬点数表（平成 6 年 3 月厚生省告示第 54 号）及び老人診療報酬点数表（平成 6 年 3 月厚生省告示第 72 号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（保医発第 0308001 号）及び「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」（平成 12 年 11 月 10 日保険発第 186 号）により取扱われているところであるが、今般、下記について関係者に対し改めて周知徹底を図られたい。

記

在宅療養指導管理料は必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定することとなっており、保険医療機関は訪問看護ステーションとの連携等により在宅医療に必要な衛生材料等の量の把握に努め、十分な量の衛生材料等を支給すること。